

5 前項に規定する銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第三項の規定による公告をしたものとみなす。

(中略)

第五十二条の五十一項第一項中「営業年度」を「事業年度」に、「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第五十七条の四を第五十七条の七とし、第五十七条の三第二号中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条を第五十七条の六とし、第五十七条の二を第五十七条の五とし、第五十七条の次に次の三条を加える。

(電子公告による公告をする期間等)

第五十七条の二 (略)

(電子公告調査の規定の適用)

第五十七条の三 (略)

5 前項に規定する銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等の内容である情報が、五年間継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第三項の規定による公告をしたものとみなす。

(中略)

第五十二条の五十一項第一項中「営業年度」を「事業年度」に、「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第五十七条の四を第五十七条の七とし、第五十七条の三第二号中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条を第五十七条の六とし、第五十七条の二を第五十七条の五とし、第五十七条の次に次の三条を加える。

(電子公告による公告をする期間等)

第五十七条の二 (略)

(電子公告調査の規定の適用)

第五十七条の三 (略)

一月を下ることができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 5 (略)

(労働金庫法の一部改正)

第百九十七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十二条から第三十七条までを次のように改める。

(中略)

(役員任期)

第三十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

(中略)

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 (略)

2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

とができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 5 (略)

(労働金庫法の一部改正)

第百九十七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十二条から第三十七条までを次のように改める。

(中略)

(役員任期)

第三十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(中略)

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 (略)

2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

第五十七条の四 銀行又は銀行持株会社は、次に掲げる事項の登記をしなければならぬ。

一 第二十条第六項の規定による措置をとるときは、同項に規定する中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

二 (略)

第六十三条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十五条第一項(調査記録簿等の記載等)の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子広告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

(社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百四十五条の二 社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部を次のように改める。

附則第一条ただし書中「二条を」を「三条を」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第四百二十三条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第五十七条の四 銀行又は銀行持株会社は、次に掲げる事項の登記をしなければならぬ。

一 第二十条第六項の規定による措置をとるときは、中間貸借対照表、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

二 (略)

第六十三条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十五条第一項(調査記録簿の記載等)の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子広告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

(新設)

(商店街振興組合法の一部改正)

第四百二十三条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第十四条第三項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

(中略)

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第四百四十九条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第二条第二項第一号イ中「株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業」を「合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同号ロ中「株式交換、株式移転、会社の分割、営業」を「会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同条第三項第二号中「株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業」を「合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同条第四項中「営業」を「事業」に改め、同条第八項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

(略)

附則

一・二 (略)

二の二 第三百四十五条の二の規定 銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の公布の日

三 (略)

第十四条第三項中「商法」の下に「商法(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

(中略)

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第四百四十九条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

(新設)

第二条第二項第一号イ中「株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業」を「合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同号ロ中「株式交換、株式移転、会社の分割、営業」を「会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同条第三項第二号中「株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業」を「合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業」に改め、同条第四項中「営業」を「事業」に改め、同条第八項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

(略)

附則

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

○ 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）

（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般事業の利用に関する制限）</p> <p>第五条 第二条第一項の規定による組合員は、当該組合及び他の漁業協同組合の行う一般事業の利用に関しては、<u>法第十一条第七項（員外利用）</u>の規定の適用については、組合員及び他の漁業協同組合の組合員以外の者とみなす。</p> <p>（一般事業の利用の制限）</p> <p>第九条 第二条第一項の規定による組合員及び前条第一項の規定による会 員は、当該組合員又は当該会員の所属する連合会及び他の漁業協同組合 連合会の行う一般事業の利用に関しては、<u>法第八十七条第九項（員外利 用）</u>の規定の適用については、所属員及び他の漁業協同組合連合会の所 属員以外の者とみなす。</p>	<p>（一般事業の利用に関する制限）</p> <p>第五条 第二条第一項の規定による組合員は、当該組合及び他の漁業協同組合の行う一般事業の利用に関しては、<u>法第十一条第十項（員外利用）</u>の規定の適用については、組合員及び他の漁業協同組合の組合員以外の者とみなす。</p> <p>（一般事業の利用の制限）</p> <p>第九条 第二条第一項の規定による組合員及び前条第一項の規定による会 員は、当該組合員又は当該会員の所属する連合会及び他の漁業協同組合 連合会の行う一般事業の利用に関しては、<u>法第八十七条第十二項（員外 利用）</u>の規定の適用については、所属員及び他の漁業協同組合連合会の 所属員以外の者とみなす。</p>

○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（附則第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（責任保険及び責任共済の契約の締結義務）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>一 農業協同組合法第十条第二十項ただし書の規定に違反することとなる場合</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（責任保険及び責任共済の契約の締結義務）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>一 農業協同組合法第十条第二十六項ただし書の規定に違反することとなる場合</p> <p>二・三（略）</p>

改 正 案

現 行

改正案		現 行	
登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準
税率	税率	税率	税率
一〇二十三（略）		一〇二十三（略）	
二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録		二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録	
(一)・(二)（略）	(略)	(一)・(二)（略）	(略)
(三) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可	(略)	(三) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可	(略)
イ・ロ（略）	(略)	イ・ロ（略）	(略)
ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数 一件につき九万円	(新設)	(新設)
四〇十一（略）	(略)	四〇十一（略）	(略)
二十四の二 金融機関の代理業の許可			
(一) 銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	許可件数 一件につき九万円		
(二) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の五	許可件数 一件につき九万円		
第一項（長期信用銀行代理業の許			

<p>可)の長期信用銀行代理業の許可</p> <p>(三) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第八十五条の二第一項(許可)の信用金庫代理業の許可</p> <p>(四) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第一項(許可)の労働金庫代理業の許可</p> <p>(五) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第一項(信用協同組合代理業の許可)の信用協同組合代理業の許可</p>	許可件数	一件につき九万円
<p>二十四の三、二十四の七、二十五、三十の五 (略)</p> <p>三十の六 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可</p>	許可件数	一件につき九万円
<p>(一) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可</p> <p>(二) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第一項(許可)の農林中央金庫代理業の許可</p> <p>(三) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二条の</p>	許可件数	一件につき九万円

二十四の二、二十四の六 (略)

二十五、三十の五 (略)

(新設)

三十一～五十四 (略)	二第一項(許可)の特定信用事業 代理業の許可	許可件数	一件につき九 万円
	(四) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第二百二十一条の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可		

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一～二十三の二(略)	(略)	(略)	(略)
二十四 (略)	農業協同組合法	(略)	(略)
二十五 (略)	(略)	(略)	(略)

三十一～五十四 (略)

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一～二十三の二(略)	(略)	(略)	(略)
二十四 (略)	農業協同組合法 (昭和二十二年法律第三百三十二号)	(略)	(略)
二十五 (略)	(略)	(略)	(略)

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の 機関又は法人	事務	別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の 機関又は法人	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
一の二 金融庁又は財務省	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による同法第五十二条の三十六第一項の許可又は同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	
一の三 金融庁又は財務省	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）による同法第十六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	
一の四 金融庁又は財務省	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による同法第八十五条の二第一項の許可又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	
一の五 金融庁若	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	（新設）	

しくは財務省又は厚生労働省	による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の六 金融庁又は財務省	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）による同法第六条の三第一項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の七 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の八 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第二百一十一条の二第一項の許可又は同法第二百一十一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)

(略)

(新設)	
(新設)	
(新設)	
(略)	

(略)

(略)

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の 都道府県の執行機 関	事 務
---------------------------	--------

(略)

(略)

二 都道府県知事

労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三〇七 (略)

(略)

八 (略)

(略)

(削る)

(略)

(略)

別表第五（第三十条の八関係）

一 (略)

- 二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三〇一 (略)

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の 都道府県の執行機 関	事 務
---------------------------	--------

(略)

(略)

(新設)

二〇六 (略)

(略)

七 (略)

(略)

八 削除

(略)

(略)

別表第五（第三十条の八関係）

一 (略)

(新設)

二〇一 (略)

(削る)

十一
削除

○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（管理人等となることができる法人） 第八十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 水産業協同組合法第八十七条第一項第十号の事業を行う漁業協同組合連合会は、同項及び同条第八項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。</p> <p>5（略）</p>	<p>（管理人等となることができる法人） 第八十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 水産業協同組合法第八十七条第一項第十号の事業を行う漁業協同組合連合会は、同項及び同条第十一項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。</p> <p>5（略）</p>

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（監査結果の提出等）</p> <p>第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会は、農業協同組合法第百一条の三又は水産業協同組合法第百三十条第三項の規定にかかわらず、特定農水産業協同組合等について行つた農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法第八十七条第一項第十号若しくは第八項若しくは第九十七条第一項第七号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料を農林中央金庫に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。</p>	<p>（監査結果の提出等）</p> <p>第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会は、農業協同組合法第百一条の三又は水産業協同組合法第百三十条第三項の規定にかかわらず、特定農水産業協同組合等について行つた農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法第八十七条第一項第十号若しくは第十一項若しくは第九十七条第一項第七号の監査の結果を記載した書類その他の監査に関する資料を農林中央金庫に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。</p>

○ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（口座管理機関の口座の開設）</p> <p>第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）</p> <p>四〇十五 （略）</p>	<p>（口座管理機関の口座の開設）</p> <p>第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店又は代理店を含む。）</p> <p>四〇十五 （略）</p>

改正案

現行

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項、第六十三条第二項、第七十八条第二項、第九十三条第二項、第一百二十二条第三項、第一百六十六条第四項、第一百九十九条第二項、第二百二十条第二項、第四百四十条第二項、第四百四十四條第四項、第四百四十七條第二項又は第四百四十九條第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四 （略）

2・3 （略）

（銀行代理業の許可に関する特例）

第八十四条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたものうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行法第二十四条第十四項に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時に於いて、郵便貯金銀行を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項、第六十三条第二項、第七十八条第二項、第九十三条第二項、第一百二十二条第二項、第一百六十六条第四項、第一百九十九条第二項、第二百二十条第二項、第四百四十条第二項、第四百四十四條第四項、第四百四十七條第二項又は第四百四十九條第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四 （略）

2・3 （略）

（銀行の代理店に関する特例）

第八十四条 総務大臣は、郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたものうちに郵便貯金銀行の代理店（銀行法第八十四条第一項に規定する代理店をいう。）の業務が含まれている場合において、郵便局株式会社が当該業務を円滑に開始するために郵便局株式会社法第四条第五項の規定により読み替えて適用する銀行法第八条第三項前段の内閣府令の制定又は改正を求める必要があると

2) 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第 号）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二條の四十二第四項中「第五十二條の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵便局株式会社が営む業務として郵政民営化法第六十六條第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

（銀行業の免許の付与）

第九十八條（略）

2 前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。

一（略）

二 次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者（銀行法第二條第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）への継続的な業務の委託がされていること。

3（略）

認めるときは、同項の規定により、内閣総理大臣に対し、協議を求めるとする。

（銀行業の免許の付与）

第九十八條（略）

2 前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。

一（略）

二 次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる代理店が継続的に設置されていること。

3（略）

(営業所の設置等の届出に関する特例)

第百一条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時に於いて、その支店その他の営業所として承継計画において定められたものについて、第百十二条第一項及び銀行法第八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2| 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時に於いて、郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者として承継計画において定められたものについて、第百十二条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(営業所の設置等)

第百十二条 郵便貯金銀行は、支店その他の営業所の設置、種類の変更若しくは廃止又は本邦における支店その他の営業所の位置の変更(本店の位置の変更を含む。)をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならぬ。

2| 郵便貯金銀行は、銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならぬ。

3| 内閣総理大臣及び総務大臣は、前二項の規定による届出を受けた

(営業所の設置等の届出に関する特例)

第百一条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時に於いて、その支店その他の営業所及び代理店として承継計画において定められたものについて、第百十二条第一項及び銀行法第八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(営業所の設置等)

第百十二条 郵便貯金銀行は、支店その他の営業所の設置、種類の変更若しくは廃止又は本邦における支店その他の営業所の位置の変更(本店の位置の変更を含む。)をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならぬ。代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

2| 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による届出を受けたと

ときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(業務報告書等)

第一百六条 郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況(郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所(郵便貯金銀行に係る業務を取り扱うものに限る。))の設置状況を含む。を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。

2 4 (略)

(報告又は資料の提出)

第一百七十七条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便貯金銀行(郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者を含む。))に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便貯金銀行の子法人等(銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。))又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者(前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。))に対し、郵便貯金銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべ

きは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(業務報告書等)

第一百六条 郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況(代理店の営業所(郵便貯金銀行に係る業務を取り扱うものに限る。))の設置状況を含む。を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。

2 4 (略)

(報告又は資料の提出)

第一百七十七条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便貯金銀行(代理店を含む。))に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便貯金銀行の子会社に対し、郵便貯金銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。